

聖籠町告示第13号

聖籠町自立支援協議会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成31年2月25日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町自立支援協議会設置要綱の一部を改正する告示

聖籠町自立支援協議会設置要綱（平成19年聖籠町告示第62号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した生活を営むことができる地域社会の実現に向け、相談支援事業をはじめとする障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的役割を果たすとともに、障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、聖籠町自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2条に次の1号を加える。

（5） 障害を理由とする差別を解消するための取組に関すること。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。